

令和6年度 川本町社会福祉協議会事業計画



1. 基本方針

地域福祉は、国の主導により「地域共生社会」に向けて、具体的な取り組みが進んでいます。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事（こと）』としてかわり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会であるとされます。

その実現のために各自治体において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援の三つの事業があります。これらの事業（施策）は、各自治体が実情に応じて採用するものです。

これを受けて、地域福祉を担う社会福祉協議会は現に、直面する地域の福祉課題に対して「地域共生社会」に向けた体制づくりを進めています。当社会福祉協議会において、地域の現状を把握しつつ、町等の関係機関と連携して積極的に取り組んでまいります。

地域福祉の今日的課題でもある貧困・低所得・引きこもり・孤立・地域社会のつながりの希薄化等々の問題の背景には様々な要因が潜んでおり、その個人個人に対するアプローチや個別支援が重要となります。そのためにも総合相談や生活困窮者自立支援事業等の様々な事業を通じて、個別問題への支援・解決にきめ細かく取り組む必要があります。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化してきた中で、感染防止対策の実施により、人と人とが接触する機会を極力減らすことが求められておりましたが、昨年5月に第5類感染症へ移行され、中止しておりました事業等の取組を順次再開して行きたいと思っております。一方、県内においてもいまだ新型コロナウイルス感染症の感染が発生していることから、社会福祉協議会では一応に、感染拡大の防止対策に努めるとともに、状況に応じて各事業を実施してまいります。

また、全国各地で頻発する地震や台風・集中豪雨による自然災害への備えについても、平常時からの取組を怠ってはなりません。

以上の点を踏まえて、当社会福祉協議会は、福祉分野だけにとどまらず、幅広く川本町をはじめとする町内関係機関や島根県社会福祉協議会と連携・協働し、地域における生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでまいります。併せて、役職員の資質の向上、サービスアップを含む組織の強化を図るとともに、事業内容の周知・広報のため、開設していますホームページの利活用により、地域のみなさまの更なる利用の支援・促進を図ってまいります。

令和6年3月26日
川本町社会福祉協議会
会長 三上能人

2. 重点目標並びに主な事業内容

社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法人にはこれまで以上に高い公共性や公益性が求められており、川本町及び島根県社会福祉協議会等関係機関との連携を図りながら、制度の挟間にある地域の課題に積極的に寄与していく取り組みを進めます。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、日常生活圏域において地域の特性に応じたシステムづくりに向けて関係機関との連携を進めます。

そして、地域のつながりの再構築、行政とのパートナーシップ等社会福祉協議会が本来持っている専門性を生かしながら地域福祉の推進を行うため、当社会福祉協議会のホームページ等による広報活動を積極的に活用しながら、以下のことについて重点的に取り組みます。

～重点目標～

- ① 住民主体の福祉を推進するため、住民の自主的参加を促し、民生児童委員協議会やたすけあい川本等福祉団体組織と連携・協働して取り組み、各団体と相互支援の体制を進めて行きます。
- ② 生活支援全般における事業を支援して行きます。
- ③ ミニデイサービス、悠湯プラザ通所事業等を介して、地域の人たちが抱える様々な福祉問題（福祉ニーズ）の発見に努めます。
- ④ 地域の様々な団体やグループの活動を活かし、互いに協力しあえる仲介役となります。
- ⑤ 生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となります。
- ⑥ 社会福祉協議会の事業や情報の提供を行います。
- ⑦ 定期的な見守り活動や地域での主体的な活動を支援します。
- ⑧ 地域福祉活動を継続していくため「組織体制の強化」と「安定的な財源の確保」に務めます。
- ⑨ 制度の狭間にある地域の課題に対する支援と、地域に埋もれがちな人への支援を行います。
- ⑩ 権利擁護に係る事業の体制づくりを推進します。
- ⑪ 子育て支援については、子育て家庭への支援及び小学校児童の居場所利用について、円滑な運営に務めます。
- ⑫ 生活困窮者に対する自立相談支援を推進し早期の自立を支援します。
- ⑬ 川本町内の社会福祉法人との連携・協働に努めます。
- ⑭ 社会福祉協議会の役職員の研修等を開催し共通理解（連絡体制づくり）を図ります。
- ⑮ 法人後見受任体制を強化し、成年後見制度の推進に中核機関組織である川本町及び司法書士や専門機関等と連携し取り組みます。

(1) 地域福祉活動への住民参加の促進

小地域福祉活動の推進

①福祉啓発とマンパワーの掘り起こし

民生児童委員、福祉活動協力員や一般町民等に呼びかけます。また、島根県社会福祉協議会等が開催する講演会や研修会へも積極的に参加します。

②福祉ニーズの発掘

地域からの要請により、座談会の開催を行うほか、民生児童委員等の見守り活動や福祉活動協力員活動からニーズの発掘を行います。

③他機関との連携

生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となります。福祉関係機関・団体との定期的な情報交換、地域ケア会議に参加等。

④各種支援体制の推進

- ・ミニデイサービスへの参画
- ・住民座談会への参加（要請に応じて）
- ・老人クラブ連合会、民生児童委員協議会等関係団体への活動支援
- ・定期的な見守り活動やミニデイサービス等地域での主体的な活動を支援

⑤社協事業や情報の提供

社協のホームページや「社協だより」・「川本町の告知放送」等で情報の提供を行います。

⑥防災、防犯活動

防災、防犯活動については、警察署や町の防災計画に沿い、民生児童委員等との連携を図ります。また、関係機関と協働して見守り活動を継続して行きます。

⑦悪質商法等の被害防止

振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害の未然防止に努めます。

⑧組織体制の強化と財源の確保

少子高齢化と人口減少が進むことにより、社会的孤立や経済的困窮などの問題や災害時要援護者への対応など、社会福祉協議会が昨今の社会情勢や福祉環境に適切に対応し、各種事業を効果的・安定的に持続していくためには、「組織体制の強化」と「安定的な財源の確保」を柱に経営基盤の強化に取り組むことが必要となってきます。そのため、公的な委託金や補助金に加えて、各地域において地域福祉活動の経費を賄う民間資金を継続的に確保して行くことが不可欠です。地域における民間福祉活動資金を確保するための手段として共同募

金活動はきわめて重要ですが、地域福祉ニーズの一層の顕在化・多様化にもかかわらず募金額は年々減少の一途をたどっています。今後の地域福祉を展望すると、社協会費はもとより共同募金の重要性は一層高まることから、地域住民に募金の意義、用途等を積極的に周知し、募金額の維持・向上に努めます。

※社協会費：6月末まで

※共同募金：10月1日～12月31日

⑨災害ボランティアセンターの機能強化

全国的にも、また本町においても毎年の如く災害が頻発する中、行政による「公助」に加え、ボランティアなどの「共助」による被災者支援活動は不可欠であり、被災市町村社会福祉協議会が主体となって災害ボランティアセンターを設置・運営していくこととなります。

平成30年7月豪雨災害による江の川の氾濫に伴い甚大な被害が発生したため、災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受入を行い、被災地の復旧支援を行いました。

この経験等の検証を行い、今後の災害発生時に円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営を含む災害体制に移行できるよう、人材の養成や設備等の整備に取り組んでいきます。

また、令和元年11月には「災害時における川本町と川本町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」を締結し、災害時の相互支援を図っていきます。

現在すこやかセンター閉鎖に伴い、災害ボランティアセンター設置想定場所が定められておらず、引き続き行政と協議を継続する。

ボランティア基盤の強化

① ボランティアセンターの基盤強化

町内のボランティア団体との連絡調整と研修会への参加を要請し、ボランティア気運の醸成に努めます。

② ボランティアへの援助機能の強化

ボランティアを求める個人や団体からの情報提供を人材センター、ボランティア会等に行い、派遣・斡旋を行います。

福祉教育の推進

① 地域における福祉教育の推進

福祉活動協力員、民生児童委員、地域ボランティア、老人クラブ連合会等を対象に福祉講演会等への積極的な参加を促し、福祉意識の浸透を図ります。

②福祉教育推進体制

- 小学校の放課後及び夏休み等長期休暇中の居場所支援を行います。
- 教育現場との連携

当事者の会の組織化・支援活動の推進

- ① いこいの場（ひとり暮らしの会） → 毎月1回程度開催（毎月第2月曜日）

（２）総合相談、情報提供体制及びサービス利用者支援体制の強化

総合相談・情報提供体制の整備

①総合相談体制の整備

◎常設相談所

- ・開設日＝原則毎週月曜日～金曜日
- ・時 間＝午前8時30分～午後5時まで
- ・場 所＝役場内等（電話での相談にも対応）

町内でも、法律相談や司法書士・行政書士相談会等の専門相談が実施されるようになったことで、どこに相談してよいかわからないなどの相談を受け付け、福祉事業や専門機関へ繋ぎ、スムーズに問題が解決するよう総合相談を行っています。

◎その他

- ・他機関・団体が行う法律相談や人権相談、心の健康相談などについても情報提供を行います。

②情報提供体制の整備

- ・4ヶ月に1回の機関紙「社協だより」の発行
- ・ホームページを活用した情報提供
- ・情報公開制度の住民への周知（法に基づく書類の閲覧及びホームページへの掲載）

③生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施

平成29年度より川本町より事業受託。

生活困窮者からの相談を受け、自立支援のためハローワークへの就労相談等関係機関との連携を図り、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

- ・総合相談事業、生活福祉資金貸付等他の事業とも連携し支援を実施。
- ・行政との情報を共有し、連携して支援を実施する。
- ・担当職員等の研修参加（スキルアップ）

④法人後見業務の実施

成年後見制度における法人後見に取り組みます。

既に後見業務を受任されている者及び、町行政の担当部署と連携し事業を進めてまいります。

- ・受任要綱制定（令和4年10月1日制定）
- ・後見業務
- ・中核機関と連携し広報・啓発の実施
- ・研修会等への参加

福祉サービス利用者支援体制の整備

判断能力が不十分であっても安心して、その人らしい生活が送れるよう福祉サービス利用援助や金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を通じた権利擁護活動を推進します。

①福祉サービス利用援助事業の推進

日常生活自立支援事業の専門員を1名配置し、日常的な金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行うほか、苦情解決窓口を社会福祉協議会に設け、苦情解決責任者・苦情受け付け担当者、第三者委員を配置して対応します。

日常生活自立支援事業の利用条件としては、判断能力が残存していることも必要ですが、契約内容について本人の理解が得られることが問われます。

○日常生活自立支援事業のサービス内容

- ア) 福祉サービスの利用援助
- イ) 日常的な金銭管理サービス
- ウ) 書類等の預かりサービス
- エ) 定期的訪問による状態把握

福祉サービスの質の向上

①福祉サービスの質の向上

研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

②個人情報保護の遵守

個人情報とは、「生存する個人に関する情報（亡くなられた方に関する情報は法でいう個人情報には当たりませんが、たとえば亡くなられた方に遺伝性の疾患があった場合等、亡くなられた方に関する情報が同時に生存する個人の情報にもなる場合には、個人情報として扱われます。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（個人情報保護法第2条）とされており、具体的には氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性について、事実、判断、評価を表す全ての情報が含まれ、文字情報のみ

ならず映像、音声による情報も含まれるとされています。

しかしながら、社会福祉協議会が活動を展開するうえで、個人情報のやりとりは欠かせないものであり、サービス利用者に適切なサービスを提供するうえでも、必要不可欠なものといえます。

個人情報、まさしくプライバシーそのものであり、プライバシーの権利は一旦侵害されると回復することが困難であることから、これらの権利を保護しながら個人情報を適正に取り扱います。

(3) 地域福祉関係機関・団体とのネットワーク化と連携・協働体制

地域福祉関係機関・団体間のネットワーク体制

①地域福祉関係機関・団体間のネットワーク体制への参加・支援

介護保険制度等の公的サービスと安否確認などの地域住民の活動が相まって、地域の多様な問題に対処できることから、医療機関、福祉施設、行政、社協等福祉関係機関・団体をもって月1回のケース検討会議（地域ケア会議）に出席し、情報交換を行います。情報交換をもとに個々のケースの最適な福祉サービスに繋がります。

(4) 在宅福祉サービスの開発・推進機能の強化

高齢者支援の推進

介護予防・いきがい活動支援事業

①要援護老人対策の推進

ア) 体力づくり運動指導事業

- ・毎月第1、第3、第4月曜日
- ・健康運動指導士、日本3B体操
- ・場所～悠邑ふるさと会館マルチホール等



②介護予防教室

ア) 転倒骨折予防教室

音戯館のプールで開催

- ・実施期間等～4月から3月の年間（月2回）
- ※プール改修中は中止



③介護予防生活支援事業（介護予防拠点施設悠湯プラザ通所）

- ・対象者は、概ね60歳以上の介護保険認定外の方。
要支援1・2及び要介護1でADLが自立している方。
- ・実施日～原則祝休日、年末年始を除く週2回程度
- ・社協マイクロバス等で送迎します。
- ・運営計画
登録制により地域を定め、ローテーションにより社協マイクロバスで送迎します。参加者の出欠確認については、福祉活動協力員さんの協力を得ます。出欠の確認には安否確認の役割も兼ねます。
内容は毎回健康チェックと体操を実施。順次うつ予防の講演や口腔ケア講習等も実施しています。また、弥山荘での入湯も可能。

④ミニデイサービス（各地域の集会所等利用）

自治会主導型→傷害保険は、実施主体である各自治会で加入

ア) 事業内容

- ・転倒骨折予防教室
- ・健康づくり事業

イ) 対象者

概ね60歳以上の在宅高齢者全て

ウ) 開催場所（自治会館等使用）



（５）地域福祉サービスの開発・推進機能の強化

福祉サービス支援の推進

ア) 福祉用具の貸与～ベッド、車いす等緊急・短期間（原則3ヶ月以内）

イ) 見守り安心ネットワーク

- ・対象者～町内に在住する要援護独居高齢者
- ・内容～地域住民を主体とした見守り活動
- ・一斉訪問日（原則以下の通り：変更有り）
 - 5月12日 民生児童委員の日（町長訪問日）
 - 7月21日 文の日
 - 9月15日 老人の日
 - 11月9日 消防の日
 - 1月10日 110番の日
 - 3月25日 電気記念日

- ・お元気ですかハガキの発送（年3回）

ウ) いこいの場（ひとり暮らしの会）

ひとり暮らしの方に会食会や日帰り遠足等通じて親睦の機会を提

- 供し、孤独感の解消や安否確認を図る。
エ) 歳末たすけあい配分事業の実施

障がい者支援の推進

①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

- ア) 福祉サービスの利用援助
- イ) 日常的金銭管理サービス
- ウ) 書類等の預かりサービス
- エ) 定期的訪問による状態把握

②川本町障がい者福祉協会との連携

児童健全育成・子育て支援の推進

①児童健全育成

- ア) 健全育成協議会との連携
- イ) あいさつ運動 →原則毎月5日

②子育て支援

○子育てサポートセンターの受託

子どもの学習活動及び子育て家庭の支援を図るため、教育委員会と連携を密にし、その指導助言を受けながら下記の事業を行います。

(1) 子どもの体験活動の支援

○体験活動の実施

スポーツ運動等、子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施します



(2) 在宅児家庭の支援に関する業務

ア、「あそびの広場」の開設

在宅児家庭へ悠邑ふるさと会館和室にて、集える場所の提供を行います。

イ、子育てに関する情報提供

町内の子どもや子育てに関する情報提供を行います。月1回の子育て情報誌の発行を行います。

(3) 放課後居場所の設置及び運営

ア、小学校の放課後及び長期休暇中の居場所の提供、小学校集会室にて行います。



その他の分野

①各種団体事務局

- ア) 日本赤十字社島根県支部川本町分区事務
・災害時支援 等



日本赤十字社キャラクター

単位：円

	一般社費	法人社資	合計
目標額	780,100	20,000	800,100

- イ) 川本町民生児童委員協議会事務局
- ウ) 島根県共同募金会川本町共同募金委員会
- エ) 川本町老人クラブ連合会事務局
- オ) 川本町人材センター事務局
- カ) 川本町ボランティア会事務局



②生活資金等の貸付事業

- ア) 生活福祉資金（島根県社協）
生活資金・福祉資金・修学資金
- イ) 緊急小口資金（島根県社協）
・貸付限度額～100,000円以内
- ウ) 川本町社会福祉融金
・生活資金～貸付限度額は50,000円以内
・葬儀資金～貸付限度額は500,000円以内

エ) 高額療養費

- ・対象者～国民健康保険の被保険者世帯
- ・1回の貸出限度額～700,000円

オ) 新型コロナウイルス特例貸付の借受人へのフォローアップ

③葬儀用品の斡旋取り扱い

(6) 社会福祉法人との連携・協働

社会福祉法の改正において、地域における公益的な取組を行うことが定められました。そのため町内にある社会福祉法人と「社会福祉法人等連絡会」による連携・協働を進め地域公益活動の推進を図ります。

(7) 社会福祉協議会の発展強化

当社会福祉協議会が、昨今の社会情勢や福祉環境に適切に対応し、各種事業を効果的・安定的に持続していくためには、組織体制の強化、人材育成、安定的な財源の確保など経営基盤の強化が必要です。

さらに、社会福祉協議会は地域福祉推進を目的とする公益かつ広域的な組織であり、社会福祉法人制度改革も踏まえ、改めてガバナンス強化やコンプライアンスの徹底など内部管理体制の整備が求められています。また、「働き方改革」による制度の見直しに対して必要な規程の制定及び見直し等を図り組織強化に努めます。

理事会・評議員会等

- ・理事会（理事8名）、評議員会（評議員14名）、監査会（監事2名）
 - 理事部会（福祉部会員4名、総務企画部会員3名）
 - 4月～5月（監査会）
 - ・令和5年度業務執行及び財務状況の監査
 - 5月～6月（通常理事会、臨時理事会、定時評議員会）
 - ・令和5年度事業報告並びに決算認定等
 - 12月（通常理事会）
 - ・会長の業務執行状況の報告、規則等の改正、補正予算等
 - 3月（通常理事会、臨時評議員会）
 - ・令和7年度事業計画並びに当初予算、補正予算他

サービス評価と情報開示の推進

財政基盤の強化

①会員制度の充実

②共同募金配分金の効果的活用

○赤い羽根一般募金

地域福祉活動財源への積極的投入

- ・老人クラブ活動助成
- ・地域敬老祝い事業助成
- ・障がい者団体支援（障がい者福祉協会）
- ・児童青少年福祉活動助成～一泊研修、青少年健全育成協議会
- ・青少年健全育成事業
- ・福祉育成援助活動費助成～社協だより発行、いこいの場、福祉活動協力員事業

③収益事業等による財源の確保

葬儀用品販売事業

情報の開示

事業運営の透明性の向上に向けて、法令に基づいた適正な情報公開を行うとともに、関係法令を順守し、町民、会員からの信頼に確実に応える法人運営を行います。

社会福祉法第45条の定めに基づき、情報の公開を行います。

①書類の備置及び閲覧

- ・定款（常時）
- ・計算書類等（5年間）
- ・財産目録等（5年間）
- ・理事会及び評議員会の議事録（10年間）

②ホームページによる公表

- ・定款（ホームページ）
- ・計算書類等（ホームページ又は電子開示システム）
- ・役員（理事、監事、評議員）名簿（ホームページ）
- ・役員等の報酬等の支給の基準（ホームページ）